

◎新潟県告示第1139号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年8月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中ノ俣下綱子線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
上越市大字中ノ俣字中山 69 番 1 から	新	4.4～8.0メートル	40.7メートル
同市大字中ノ俣字中山69番1まで	旧	4.4～5.5メートル	40.7メートル